

阿智村告示第15号

令和7年3月31日付け阿智村告示第6号により告示した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のある時は、縦覧期間満了の日までに阿智村に意見書を提出することができる。

令和7年6月30日

長野県下伊那郡阿智村
阿智村長 熊谷 秀樹

1. 縦覧場所

阿智村役場建設農林課農政係 下伊那郡阿智村 483 番地

2. 縦覧期間

令和7年7月1日から令和7年7月15日

3. 意見の提出方法

- (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人とする
- (2) 意見書(様式自由)の提出期限は令和7年7月29日とする。
- (3) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記してください。なお、受付時間は執務時間内とする。
- (4) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をまとめ、結果を公告することとする。